

陳情第40号	受理年月日	令和3年7月14日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	児童相談所での児童の環境改善について	
<p>要旨</p> <p>今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待を阻止強化することが強く求められており、我が団体も同じ気持ちで活動を行っているが、児童相談所では、児童の人権・福祉がないがしろにされている。また、児童の自殺について取り組まれていないことが非常に残念である。</p> <p>ついては、日本の宝である未来ある児童たちの健全な発展に資すること、子どもの権利条約や児童の権利を守るため、下記のとおり措置していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一時保護、施設保護の基準を設けること。 2 施設入所等の措置を要すると認めるときは、児童に弁護士を代弁者とするを許可すること。また、民間団体等の第三者及び当該児童の意見を最大限尊重すること。 3 児童相談所職員による面談時は、カメラ及びボイスレコーダーによる記録を義務化し、違反した場合は刑事的処罰を受けるものとする。 4 刑事訴訟法第239条第2項に基づき、児童虐待が認められる場合は漏れなく告発すること。 5 親子の再統合に配慮し適切に対応するため、原則として出頭要求、立入調査、再出頭要求、臨検・捜索等の順に行い、緊急保護は最後の手段とすること。また、児童が求める場合は、虐待が疑われる保護者以外の保護者、兄弟姉妹、親戚、友達の保護者などとの面会、電話、手紙等の通信を自由に認めるとともに、手紙の検閲、添削をやめること。 6 一時保護を解除するとき、または一時的に帰宅するときは、虐待が繰り返される可能性があるため、18歳まで家庭を毎月訪問することに 		

(続 く)

より、児童の安全と意見の確認を行うこと。

- 7 里親等の民間の個人情報を除き、保護児童に関する行政文書や記録等を全て開示すること。
- 8 一時保護、同意入所、強制入所の場合は、友達の家、メールアドレス、電話番号の交換を自由とし、持ち物検査等におけるチェックを行わないこと。
- 9 保護してから調査を行うのではなく、緊急保護する前に調査を行うこと。
- 10 調査中であっても面会を認め、児童の不安を解消すること。また、週1回面会させること。
- 11 保護前、保護中、保護後に、保護者や児童のサポートをすること。
- 12 児童相談所や施設における個人通帳の管理をやめること。
- 13 要保護児童対策地域協議会は、児童及び代弁者である弁護士、警察、関わっている学校や保育所、病院、民生委員等を必ず会員として加入させ、それぞれが児童の意見を聴取してすり合わせを行い、児童にとっての最善策を取ること。
- 14 要保護児童対策地域協議会は、児童相談所や市町村等が管理する児童について漏れなく報告し、児童を管理しているところが何らかの対応を必ず実施すること。
- 15 養子縁組のあっせんは国内が原則とされるが、多数の子供が海外に渡っていた可能性があるため、養子縁組は国内のみとし、成人までの生存の追跡調査を至急実施すること。